



各 位

平成 30 年 11 月 22 日

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代 表 者 代表取締役会長・CEO 木村 祭氏
(コード番号 8008 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員財務担当 西村 政彦
(TEL. 03-5719-3429)

株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 9 日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役（社外取締役を除く）、当社の主要グループ子会社（以下「対象子会社」といい、当社および対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役および監査役（社外監査役を除く）を対象者とする株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 5 月 17 日開催の当社第 68 回定時株主総会および平成 30 年 5 月末までに対象子会社の定時株主総会（当社および対象子会社の定時株主総会を併せて、以下、「本株主総会」という。）において決議されましたが、「本信託」の詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、「本信託契約の締結日」、「金銭を信託する日」および「信託の期間」につきましては、信託設定の準備期間や対象者等を見直した結果、予定を変更しております。

記

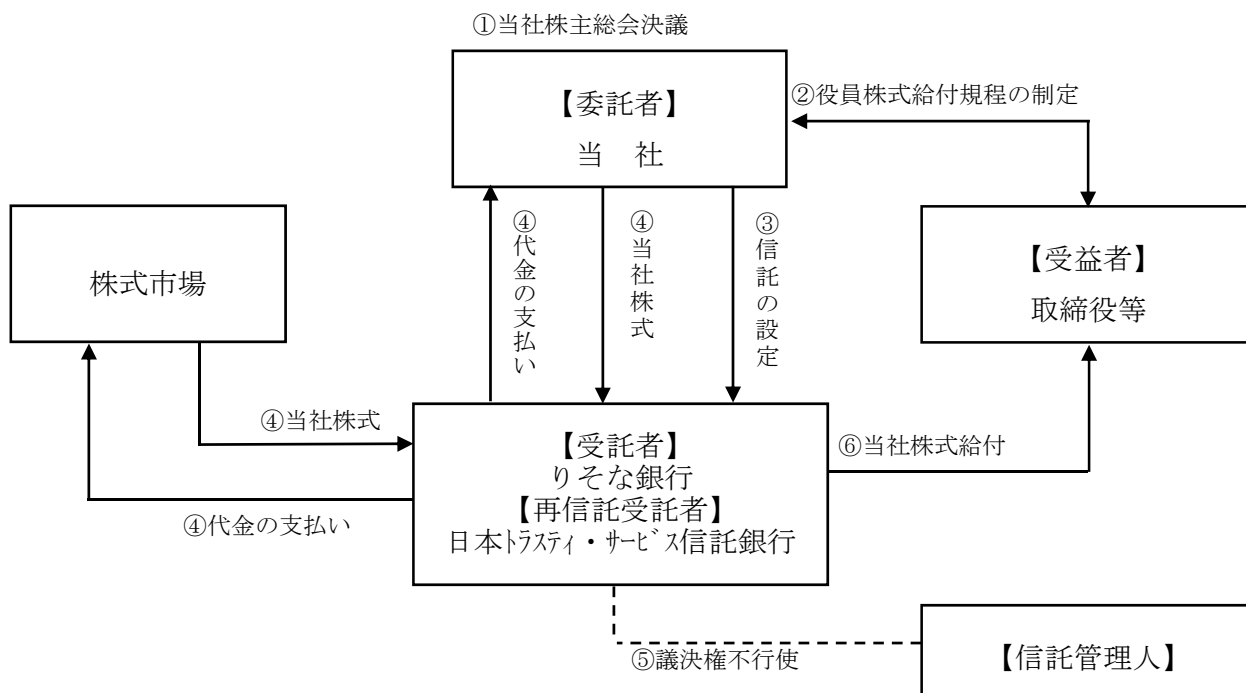
1. 本制度の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : 株式会社りそな銀行
(再信託受託社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)) |
| (4) 受益者 | : 対象者のうち、受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社と利害関係を有しない第三者 |
| (6) 本信託契約の締結日 | : 平成 30 年 11 月 28 日 |
| (7) 金銭を信託する日 | : 平成 30 年 11 月 28 日 |
| (8) 信託の期間 | : 平成 30 年 11 月 28 日から本信託が終了するまで |

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 : 50,000 株
- (3) 株式の取得資金及び信託報酬・信託費用として信託する金額 : 140 百万円
- (4) 株式の取得方法 : 取引市場(立会外取引含む)から取得
- (5) 株式の取得日 : 平成 30 年 11 月 29 日から平成 30 年 12 月 20 日(予定)まで

<本制度の仕組みの概要>



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、本制度の内容に係る役員株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。ただし、初回分においては当社の自己株式の処分から取得する方法は用いません。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役職、担当、在任期間等に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程の定める要件を満たす場合にはポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付できるものとします。

以 上